**※重要：取り扱い厳重注意　＊コピー・ＦＡＸ・電子化（ＰＤＦ化）を禁止します。**

２０２０年　　月　　日

静岡県静岡市葵区黒金町２０番地の８

静岡商工会議所３０４号

一般社団法人静岡青年会議所

専務理事　　山本　正博　様

一般社団法人静岡青年会議所

委員会

理事委員長　　　　　　　　　印

**個人（事業主）発注に伴うマイナンバーの提出について**

一般社団法人静岡青年会議所の個人（事業主）に対する発注につきましては、デザイン等に関わる

源泉所得税の発生に伴い、以下の通り個人（事業主）のマイナンバーを提出いたします。

事業名　　　 ：

事業実施日　 ：

個人（事業主）：

個人のマイナンバー（個人：１２桁）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※ご記入いただいたマイナンバーは一般社団法人静岡青年会議所事務局にて管理し、税務書類作成事務で使用の上、税務署へ提出し、法定保存年限後、破棄いたします。

|  |
| --- |
|  |

1. **マイナンバーは、個人情報です。本状は手書きでご記入頂き、コピー・ＦＡＸ・データ化してはいけません。紙原本のみ取り扱いし、議案書上に反映してはいけません。**
2. **取得したマイナンバーが漏洩した場合や目的外の使用があった場合には、法律による罰則規定等があります。厳重に注意して取り扱いください。**
3. **委員長は本状を取得した際には、直ちに封筒に入れ、封をした状態で簡易書留にて一般社団法人静岡青年会議所事務局へ送付してください。他のメンバーに本状を見せてはいけません。**